

1 工場立地法に基づく地域準則条例（案）の制定について

（説明者：経済部長）

（1）主な意見等

- 緑地面積率の設定にあたっての考え方について、工場立地する側の経済的な視点からだけではなく、地球温暖化防止など環境保全の視点からも再検討し整理を行うとともに、市開発事業基準条例に定められている緑地面積率との整合性についても考え方を整理すること。
→ 検討する。

（2）結 果

- 原案を一部修正し、決裁処理とする。

2 一般ごみ夜間収集事業実施地区選定要領について

（説明者：資源循環部長）

（1）主な意見等

- 今後、評価点数によって夜間収集地区を選定するようであるが、評価点が選定基準に達しない場合の扱いはどのように考えているのか
→ 集積所の状況は、変化してゆくと思われるのでその状況を見ながら、街の美観を損ねる又は歩行者の通行支障となっている集積所があった場合は、集積場の分散化や廃止について地元と調整しながら検討する。

（2）結 果

- 原案を決裁処理とする。

3 地域活性化包括連携協定について

(説明者：環境経済総務室長)

(1) 主な意見等

- (株)セブン・イレブン・ジャパン及び(株)イトーヨーカ堂以外の民間団体との関係はどのように考えているのか
 - 今回は、2社から申し出があり庁内で協議を重ね10分野について協定を締結することとしたが、今後も市民サービスの向上等に資するものであれば他の民間団体とも積極的に関係を持っていきたい。
- 多分野にわたる連携事項であるが、庁内周知や協定締結後の運用はどのように考えているのか
 - 協定締結後、庁内の全所属に対し協定の内容を周知する予定である。運用については、2社に依頼したい案件及び定期的な協議を実施する際には、環境経済総務室が当面窓口となり橋渡しをする。具体的な調整は所管課で行って欲しい。また、協定が有効なものとなるよう市サイドから積極的な働きかけをお願いしたい。

(2) 結 果

- 原案を決裁処理とする。